

株式会社丸久 マルカカード会員規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社丸久（以下「当社」という）が発行する「マルカ」及び「マルカプラス」（以下「マルカ」という）について規定するものであり、マルカ会員（以下「会員」という）がマルカを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、マルカのサービスに付随または関連して当社またはマルカ加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはマルカ加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 会員

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込書は、当社の責任において管理を行い返却は行わないこととします。

3. カードの貸与と取扱

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚のマルカを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、マルカを貸与された時は、直ちにマルカの署名欄にサインを行い、会員管理の下、マルカを利用し、保管するものとします。
- (3) マルカは署名欄にサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。
- (4) 会員は、マルカの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. 届出事項の変更

- (1) 会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても異議ないものとします。

5. マルカの紛失・盗難

- (1) 会員は、マルカを紛失したり盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行なうものとします。
- (2) 会員がマルカの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

6. マルカの再発行

紛失・盗難・毀損・滅失等の理由により会員がマルカの再発行を希望した場合に当社所定の申込用紙を提出し再発行するものとします。この場合、会員は当社所定の発行料を支払うものとします。

7. マルカの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、マルカおよび当社またはマルカ加盟店が提供するサービスの全部または一部の利用ができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社がマルカのマネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) マルカの破損、または当社直営レジおよびマルカ加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

8. 退会・会員資格の喪失及び利用停止等

- (1) 会員の都合により退会する時は、当社所定の届出をするとともに、マルカの返却をするものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるマルカの利用を直ちに中止させることができるものとします。
 - ① マルカ、ポイントまたはマルカマネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - ② マルカ、ポイントまたはマルカマネーを不正に使用・利用した場合。
 - ③ 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。
 - ④ その他、会員が本規約またはマルカのサービスに付随または関連して提供するサービスに関して当社が定める規約に違反した場合。
 - ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切のマルカサービスを利用できなくなります。
- (4) 前項の場合、会員であった者（またはその遺族）は、当社の指示に従い、マルカを返却するものとします。

9. 反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

10. マルカのサービス提供

- (1) 会員は、当社直営レジおよびマルカ加盟店でマルカを利用してサービスの提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・たばこ・マルキュウらくらく便でお買上の商品・その他当社およびマルカ加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 一部対象とならない売場があります（委託催事、自販機などのマルカ対応レジにて精算を行わない売場、マルカに加盟していない直営以外の店舗内テナント）。
- (3) 会員が当社直営レジおよびマルカ加盟店においてマルカを利用してサービスの提供を受ける場合に利用できるマルカの枚数は、1枚に限ります。また、マルカとその他カードおよび、クレジットとの併用はできないものとします。
- (4) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび特典利用に関する規約がある場合は、それに従うものとします。

11. マルカプラスへの移行

満 60 歳を迎えた会員は、当社所定の届出を行った上でマルカプラスへ移行できるものとします。

12. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびマルカのサービス利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が別に定める「マルカ個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで当社、子会社、関連会社及び提携会社等が収集・利用することに同意するものとします。

●主要な子会社および関連会社

株式会社中央フード

上記の他、<http://www.mrk09.co.jp>にて公表する各社を含みます。

13. 規約の変更

当社は、店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に関員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマルカを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

14. マルカのサービスの終了

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、マルカのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

15. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

16. 業務委託

当社は、本規約に基づくマルカのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

17. 準拠法

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法によるものとします。

18. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

19. お問い合わせ窓口

会員規約に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

株式会社丸久 カードセンター

〒747-8509 山口県防府市大字江伯1936番地

T E L 0835-25-0909 (9:00~18:00)